

清水雅彦（日本体育大学教授）さん

自民党の「憲法改正草案」の本質を語る

憲法審査会も始まり安倍政権は改憲勢力三分の二をバックに日本国憲法を「改正」しようとしています。自民党の論点整理の中では“緊急事態条項”“九条に自衛隊を明記”等が提起されています。

平成24年に自民党が出した「日本国憲法改正草案」の内容が、安倍政権が狙っているものです。

清水さんは冒頭、草案の持つ特徴として“復古色”と“新自由主義”を示しました。

前文・第一章天皇の項では「公と私」「法と道徳」が峻別されず、

国家の個人や個人の自由への介入・押し付けが規定されていると

批判。例えば日本国憲法が“日本国民は・・・自由のもたらす恵澤を確保し”から始まっているのに、草案では“日本国は・・・天皇を戴く国家であって”と国家が前面に出ている。

“平和のうちに生存する権利”を削除し“国と郷土を誇りを持って自づから守り”と愛国心を憲法で強制しようとしている。これらがまさに“近代の否定”であると指摘しました。そして健康・食育・子育てのありようなど個人の価値の領域に国家が介入する事は、ナチスが最初にやったことと、公と私をきちんと峻別し市民的不服従を認めることこそ近代であると論じました。

草案9条の国防軍の創設にふれ、国連で“平和への権利宣言”に対して反対している安倍政権の狙っているその本質が何なのかを読み取ることができると批判。

基本的人権についての規定における日本国憲法の“公共の福祉に反しない限り”と草案の“公益および公の秩序に反しない限り”的違いについて語りました。

“公共の福祉”とは各個人の基本的人権を尊重するなかで、その基本的人権がぶつかる時、人権と人権とを調整しようとする意味。それに対して“公益および公の秩序”とは国家の利益と国家の秩序のもと人権を制限しようとするものと。草案では一貫してこの“公益および公の秩序に反してはならない”と規定されています。

又、13条における日本国憲法の“個人として尊重される”と草案の“人として尊重される”的意味は決定的に違うものと指摘。“個人”とは個人個人の一人一人を尊重することであり、“人”とは個人としての尊重ではなく人一般に対する尊重で、個人は国家の下に押しつぶされてしまっていると。

緊急事態条項については、中山太郎元外務大臣が3・11東日本大震災における菅政権の対応の失敗は憲法に規定がなかったからと指摘し緊急事態に関する改正案が出され、草案の98条が出てきたとのこと。果たして菅政権の失政が憲法に緊急事態条項が無かったからなのかも問う必要がある。被災地の人々からは地元にもっと権限をと言う声があることは重要な点。

しかも現在の災害対策法、警察法、自衛隊法で十分対応できるともいわれています。それなのに首相が発する政令が法律となり、国民も自治体も政府に従わなければならない状況となる緊急事態宣言を規定する条項が必要なのだろうか？戦前の緊急勅令、治安維持法、ワイマール憲法下でのナチスが緊急権の濫用で権力を集中していった経験から、緊急事態条項は必要が無いだけでなく危険なものだと厳しく批判しました。

最後に、清水さんは安倍政権で設置されてしまった“国家安全保障会議”は首相ら4人で国の肝心なことが決定されてしまうもの。すでに緊急事態条項の一部の先取りがされていると強く警鐘を鳴らしました。

